



2016.6

消費者相談室ニュース

光回線やスマートフォン等の 契約書はしっかり確認！

5月から、電気通信サービスに契約から一定期間内に利用できる契約解除制度が導入されました。

光回線インターネットサービス、ケーブルテレビのインターネットサービス、主なプロバイダ(インターネット接続)サービス等、一定の範囲の電気通信サービスの契約については、契約日から8日間が経過するまで、利用者の都合により契約を解除できます(「初期契約解除制度」といいます)。

また、主要な携帯電話サービスについては、8日間以内に申し出て、電波の状況が不十分と判明した場合や契約前の説明等の状況が基準に達しなかったことが分かった場合に、端末も含めて契約解除できます(「確認措置」といいます)。



契約時には、契約の内容を明らかにした契約書が交付されます。この2つの制度の対象の契約は、契約書にその旨の記載があります。事業者により具体的な契約解除の条件や方法等が異なりますので、契約時には納得できるまで説明を受けるとともに、契約書の記載を確認してください。

主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00~16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL:03-3265-8135 FAX:03-3221-7864

URL: <http://shufuren.net/wordpress/cc/>



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。